

第6章 医療協力事業

第1節 医療協力事業の概況

わが国の政府ベースによる技術協力事業は、周知のとおり、昭和29年、わが国が、コロンボ計画に加盟して以来開始され、医療分野の協力も同計画の一環としてとりあげられ、当初は、2国間の合意にもとづいて、個別的に専門家の派遣ならびに研修員の受入れを主要業務として行なってきたが、昭和34年度より、日本赤十字社等の協力を得て、上記協力形態に加えて、医師、看護婦等からなる巡回診療団の派遣業務が加えられることとなり、同年以降、昭和40年度に至る間、ラオスを皮切りにタイ、ビルマ、インドネシア、ネパール等の上記診療団（派遣期間約4カ月間）が派遣され、僻地、無医村地帯等の患者の診療にあたる一方、資機材（診療車を含む）および医薬品類の供与を行なってきた。しかしながらこのような協力方式では、現地の多数の患者等の訴えを聞き、一種の処方をもどこす程度に終わり、その場限りの協力で終了してしまうケースが多く、また、わが国の国内体制からみても、この種の診療団を多数送り込むことは困難であるため、昭和41年度を契機として、これまでの医療協力体制の再検討を図ることになり、また、新たに、外務省所管の海外技術協力事業委託費の一部に医療協力事業委託費（337百万円）が認められるに至ったため、当事業団内に医療協力室を新設する運びとなった。これ以来は、相手国よりだされる各種協力要請につき、事前に現地調査を行ない、先方政府関係者と将来の協力方法等を協議し、双方の合意事項を Record of Discussions（合意識事録）にとりまとめ、これを、両者で取り交わしたうえ、具体的な協力を開始するプロジェクト協力方式を重点的に推し進めることとした。すなわち、この協力方式は、上記合意識事録にもとづき、現地の病院、医科大学、研究機関等に医療関係専門家を単独またはチームで派遣し、さらに、これと合わせて必要資機材および医薬品類を供与して、現地の医師および医療従事者に医療技術の伝授、指導を行なうとともに、当該プロジェクトのカウンターパート等をわが国に招いて、研修、再教育等を実施するものである。また、この方式によりこれまで協力したプロジェクトの内容は、医学教育、研究、カウンターパートの養成、医療施設のレベルアップ、公衆衛生面の改善、家族計画、奉仕的診療等が主体

であり、さらに協力の対象となる疾患の種類は、寄生虫病、ウィルス病、結核、癩、コレラ等の細菌性疾病を始めとして、がん、心臓病等の成人病、さらに眼科、歯科等におよんでいるが、最近では病院ならびに研究施設等の建物供与の要請も多く、さらに、開発のある程度進んだ諸国では工業化の余波をうけ、公害問題がクローズアップされており、環境衛生に対する協力も新たな協力分野となることが考えられる。また、上記の協力方法のほかに、著名な医療専門家（大学教授）を現地に派遣し、公開手術、学術講演等を実施し、わが国の高い医学水準を認識せしめるとともに、現地で活躍中の日本人医師に対して最新の医療技術のブラッシュ・アップを図ったり、さらに、すでに供与した機材の保守管理操作技術の指導および故障機材の修理のため X 線、電子、電気、機械関係の技術者等より構成された医療機材管理技術巡回指導班の派遣も行なっている。

医療協力事業は、その基本理念においては一般の技術協力事業と同様であるが、医療の持つ特質から単なる経済ベースの次元を超えた人道主義的見地から推進されるべきであるとの認識に立っており、そのプロジェクトの選定に当たっても真に開発途上国の住民の福祉に役立つ協力をできるだけ効率的に実施することを念願としている。現在実施中のプロジェクトを大別すれば次のとおりであるが、実質的にはこのうち二つ以上の内容を併せ持つものが多い。

- ①奉仕的医療協力（代表例、ラオス、タゴン診療所）
- ②医学教育的協力（代表例、ガーナ医科大学）
- ③医学研究的協力（代表例、フィリピン、エルツール・コレラに対する日・比・WHO共同研究）
- ④医療施設のレベルアップ的協力（代表例、タイ国立がんセンター）
- ⑤公衆衛生的協力（代表例、韓国寄生虫対策）
- ⑥家族計画協力（代表例、インドネシア家族計画）

現在実施中の各プロジェクトは、そのほとんどについて協力期間の延長を要請されているほか、最近是新規要請案件が激増し、昭和46年度末現在60件を超えている。このことは開発途上諸国のもつ悩みの深さと、本分野でのわが国に対する期待の大きいことを示すものであり、わが国としてもできるだけその要望に応えたいと考えるが、予算面、人材面等を考慮する場合、残念ながらそのごく一部のみを取り上げざるを得ない状況である。

第2節 46年度事業の実績

1. 46年度の調査団の派遣実績は、次のとおりである。

支出予算額

実施調査費 19,059千円

実施計画費 91 //

区 分		人員	期 間
国 名	内 容		
タ イ	がんセンター年次協議	2 ^(人)	13日間, 46. 6. 7～6. 19
フ ィ リ ピ ン	コレラ対策年次協議	3	7日間, 46. 6. 30～7. 6
韓 国	産業労働災害対策実施調査	4	15日間, 46. 8. 1～8. 15
インドネシア	アンボン結核対策等実施調査	4	21日間, 46. 7. 23～8. 12
セ イ ロ ン	薬品検査所年次協議	2	15日間, 46. 8. 30～9. 13
タ イ	ウイルスセンター年次協議	2	15日間, 46. 9. 1～9. 15
エチオピア	天然痘撲滅対策実施調査	4	20日間, 46. 12. 2～12. 21
ナイジェリア	ナイジェリア大学等基礎調査	3	22日間, 47. 2. 24～3. 16
ラ オ ス	クゴン診療所等実施調査	3	17日間, 47. 2. 29～3. 16
イ ン ド	救急センター実施調査	3	17日間, 47. 2. 20～3. 7
アフガニスタン	国立病院実施調査	4	15日間, 47. 3. 2～3. 16
計		34	

2. 46年度の医療プロジェクト別専門家派遣および機材供与実績は、次のとおりである。

支出予算額

専門家派遣費 337,408千円

機材供与費（新規分）237,769 //

〃 （繰越分）287,293 //

国別	区分	プロジェクト名	派遣専門家数				合計	機材供与実績額		協力内容
			継続	新規	手荷等派遣	大学教員・医療機関・巡回指導班		主要機材品目	金額	
アフガニスタン インドネシア	インドネシア	アクバルハーン病院	4	1	1	0	6	患者担送用自動車他	(千円) 6,289	整形外科と理学療法を組合せた外科学の教育指導
		西ジャワ中央総合病院	3	1	0	0	4		0	検査室の整備
		インドネシア大学胸部外科	2	3	0	0	5		0	胸部外科の技術指導
		パジャジャラン大学歯学部	1	0	0	0	1	歯科用ユニット他	3,206	口腔外科の指導
		アンボン・マラリア対策	0	2	0	0	2		0	マラリア対策推進
		アンボン・結核対策	0	0	0	0	0	B C G ワクチン他	11,952	結核対策推進, 地方病院のレベルアップ
		家族計画	0	0	0	0	0	コンドーム一式他	11,824	家族計画の推進
		パーサハパタン病院	0	1	0	0	0	X線装置一式他	20,695	胸部外科手術等の指導
		寄生虫対策	0	10	0	0	10	コイズミン一式他	30,621	韓国寄生虫撲滅協会に主として回虫駆除対策の協力
		セイロン (スリランカ)	セイロン	産業労働災害対策	0	4	0	0	4	単眼鏡 他
延世大学がん研究所	0			2	0	0	2	ソニアアクセレレーター他	60,779	延世大学がん研究所のレベルアップ
薬品検査試験所	0			7	0	0	7	融点測定装置他	1,434	試験所創設
セイロン大学	0			2	0	0	2	電子顕微鏡一式他	25,034	基礎医学部門の整備
タイ	タイ	セイロン総合病院	0	0	1	0	1		0	小児科部門等のレベルアップ
		ラマチボディ医科大学	4	4	0	0	8	多用途監視記録装置	16,735	国立医科大学学生に対する教授
		マヒドール大学医学部	0	0	0	0	0	顕微鏡 他	2,103	免疫学の研究指導
		国立がんセンター	2	21	0	4	ライナック装置他	92,005	国立がんセンター診断治療部門の創設	

ファイリピン	薬品研究所	1	1	0	0	2	万現象オシロスコープ他	1,194	生薬の開発, 研究指導
"	ウイルスセンター	3	3	0	0	6	乾熱滅菌器 他	9,385	ウイルス性疾患の調査研究指導
"	ポリオ対策	0	0	0	0	0	ポリオ生ワクチン一 式	20,862	ポリオ撲滅対策の推進
ピルマ	コレラ対策	3	4	0	0	7	ランドクルーザー他	13,728	日・比・WHOと共同研究
ネパー	ウイルス研究所	0	1	0	0	1		0	国立医学研究所のウイルス部門の整備拡充協 力
ヴィエトナム	国立中央病院	0	1	0	0	1		0	結核対策推進の協力
"	チヨウライ病院	2	6	3	0	11	医薬品一式	4,532	脳外科の技術指導
"	サイゴン病院	2	1	0	0	3	X線防護用屏他	4,986	一般外科, 麻酔学の技術指導
"	難民救護	0	0	0	0	0	回診用X線装置救急 車他	17,618	難民救護事業への協力
ラオス	タゴン診療所	4	1	0	4	9	巡回指導用ハシケ他	13,568	一般診療活動
"	ルアンプラバン病院	3	0	0	0	3	歯科用診療車の陸送 費	126	歯科技術指導
イラン	テヘラン大学医学部	0	0	0	0	0	シンチレレーション キヤナー一式他	18,255	核医学等整備拡充協力
エチオピア	帝国中央衛生研究所	5	2	0	0	7		0	寄生虫, 衛生動物部門の創設
ガーナ	国立ガーナ医科大学	3	4	1	4	12	動物飼育用コクテナ 一他	14,002	電顕使用による基礎医学の研究指導
ケニア	ケニヤッタ病院	1	7	0	0	8	患者監視装置一式他	44,165	ICUの創設, 一般診療指導
"	ナクール病院	4	6	0	0	10	医薬品類 他	17,171	一般診療指導及び卒業医師の訓練
"	エレンブ病院	2	2	0	0	4	試薬品類 他	5,757	一般診療指導
ナイジェリア	眠り病対策	1	0	0	0	1		0	眠り病の研究指導
"	イバダン大学	0	1	0	0	1	電子顕微鏡用部品一 式	242	基礎医学の教育

タンザニア	ダルエスサラーム大学医学部	0	3	0	0	3	0	0	3	電子顕微鏡一式他	26,022	基礎医学の教育
ブラジル	ペルナンブコ大学	3	1	0	0	4	0	0	4		0	寄生虫学の研究指導
パラグアイ	国立癩療養所	1	0	0	0	1	0	0	1		0	癩の診断治療の指導
ペルー	国立がん研究所	0	1	0	0	1	0	0	1		0	内視鏡関係の技術指導
中華民国(台湾)	台湾大学	0	3	1	0	4	0	0	4	ガスクロマトグラフ他	8,887	咽喉ウイルス研究指導
"	寄生虫対策	2	1	0	0	3	0	0	3	駆除剤一式他	5,472	寄生虫撲滅対策の推進
"	省立病院	0	2	0	0	2	0	0	2		0	放射線診断部門の整備
"	市立病院	0	1	0	0	1	0	0	1		0	結核対策X線診断部門整備
	合計	56	110	7	12	185					525,062	

3. 46年度に協力した医療プロジェクトの概要は、次のとおりである。

(1) アフガニスタン

アフガニスタンの国立病院であるワジール・アクバルハーン病院は首都カーブルに位置する。1967年8月以来1969年まで、3回にわたり前大阪大学整形外科水野祥太郎教授が同国の医療調査のため赴任されて以来、整形外科分野における協力は成果をおさめている。同国に対する医療協力の当初の目標は、日本における独創的な進んだ技法と実績を基礎として欧米医学と競いあい日本の医学的評価をたかめるということであり、この趣旨にもとづき協力の方針として以下の10項目を挙げている。

- ①ワジール・アクバルハーン病院の整形外科員との協力体制をつくる。
- ②患者を診察することにより同国が必要とするものを判断する。
- ③相手国の医療制度、医師社会の実情、医師の卒後訓練の行なわれかたなどを、いち早く接触、把握して、病院の内外に対する働きかけの端緒をつくる。
- ④病院の組織、運営、設備、手術室の運営状況などをいち早く把握し、より高度な協力の可能な状態をつくる。
- ⑤準備成れば、相手国の医師を助手として訓練しつつ手術を行なう。術前および術後の処置を指導、症例の研究方法についての指導。
- ⑥骨折、および整形外科一般について、相手と討議をくりかえしつつ診療を通じて指導。
- ⑦入院患者について、リハビリテーション（理学療法）を実施し、そのための技術者を指導する。作業療法は、現地的手法を採用して実施をはかること。
- ⑧医学校・医師会あるいは病院内の会合において、講演を行なう機会をつくる。
- ⑨将来の他の分科の進出（協力）のため、他の分科の医員と接触して資料をあつめる。とくに外科、内科、産婦人科、歯科など。
- ⑩アフガニスタンのニーズと実情に応じた医学研究機関を設置するように推奨し、その可能性の醸成につとめる。

以上の10項目については、昭和45年9月に総合報告書でその成果が記述されている。専門家派遣の実績は、上記病院の整形外科部門に対し、医師8名、理学療法士3名、および看護婦8名である。機材については37,539千円供与し、整形外科中心に外科学一般の技術指導を行なう。一方入院患者に対してリハビリテーション（理学療法）を実施し、この面での技術の育成も図っている。

また、昭和47年3月に本プロジェクトのエバリュエーションおよび今後の方針について検討するための調査団を派遣した。その結果として、整形外科部門については、そのフォロー・アップを今後2年間行なうことになった。なお、新しく義手・義足のワーク・ショップ（工場）を同病

院に対する協力としてを実施している。アフガニスタン側は過去5年の整形外科部門に対する協力の成果を評価し、今後は卒後訓練の場としたい意向である。

(2) インドネシア

(a) パジャジャラン大学口腔外科——昨年度より継続して、東京女子医大の今井忠治専門家を派遣した。これにより、同学部の最終的レベルアップに対する努力が払われ、技術的にも設備面でもやや立遅れ気味であった同学部の技術水準を引き上げることができ、協力目的を達成したといえる。

(b) 西ジャワ中央総合病院——昭和42年度に本プロジェクトを開始して以来、生理検査、血液検査、生化学検査、微生物検査の各室の充実のため専門家派遣、機材供与、研修員受入れの方式により協力を実施し、中央臨床検査室の諸施設、生化学、生理、微生物、血液の各部門ともいっそう活発に運営されてきた。幸いにもイ国側の病院内外の活動体制が確立されるに及び、協力活動はさらに円滑かつ効果的となり、自助努力によって成果は着実に上がった。専門家派遣として、内科2名、臨床検査技師2名をそれぞれ派遣し、46年12月、協力目標を達成した。

なお、本プロジェクトの終了にともない、病院臨床検査室整備プロジェクトとして、ジャカルタ中央病院に対する医療協力を実施するため、46年7月神戸大学医学部友松達弥教授を団長とする4名構成の調査団を約3週間派遣し、47年度より実施の予定である。

(c) インドネシア大学病院——本年度は、昭和45年度に引続き同大学病院（ジャカルタ中央病院）ならびにパーサハバタン病院に対する協力を実施した。前年度に引続き、国立療養所東京病院より2名の胸部外科専門家を派遣中であったが、本年度はさらに1チーム、2名を同病院より派遣したほか、総合的指導のため、8月結核研究所の塩沢正俊博士が1カ月間派遣された。インドネシア大学病院においては、重症結核患者等の肺外科手術を、また、パーサハバタン病院においては、術前術後管理ならびにリハビリテーションに関する技術指導を行なった。特筆すべきことは本プロジェクトにおいては、前もって結核研究所、国立療養所中野病院、国立療養所東京病院等で技術を習得した帰国研修員が20数名活躍し、専門家の指導に総力を挙げて協力していることである。本年度は前もってインドネシア政府から要望のあった繰越分パーサハバタン病院の結核センター化のための機材の購送を行ない、X線装置、病理、細菌、消毒、理学療法関係機材計24,700千円相当を供与した。来年後はこれら機材の活用にかかる技術指導を行なうため、専門家の派遣を予定している。

(d) アンボン結核対策・マラリア対策——イ国政府は、本プロジェクトに対する協力要請としてマラリア撲滅および結核根絶を申入れ、わが国として、45年度は結核に対する協力を進め、結核対策専門家3名のほか衛生検査技師1名を派遣し、マルク州20万人を対象としBCG接種等による予防および調査を行ない乾燥ワクチン等の緊急機材を供与した。

本年度は結核対策用機材として、巡回診療用モーターボート、冷蔵庫等、約12,000千円の機材を供与した。

一方、マラリア対策として、東大佐々学教授ほか1名の専門家を短期間派遣した。

(e) インドネシア家族計画——インドネシア国家族計画に対する協力は本年度をもって第3年次に入った。本年度は、昭和45年12月に派遣された実施調査団の調査結果にもとづき供与を決定した厚生省国家家族計画調整委員会（BKKBN）向の視聴覚教育普及活動機材（広報宣伝車5台等）の購送業務に着手したが、諸般の事情により47年度に繰越することとなった。このほか本年度繰越分として、避妊技術指導用機材コンドーム2万5,000グロス、11,824千円相当をジャワ本島およびバリ島地区へ供与した。カウンターパートの養成は、(財)家族計画国際協力財団が家族計画指導者セミナー等、計5コースを開催し、好評を得ている。本プロジェクトは、インドネシア国の人口抑制策のための家族計画5カ年計画の実施を側面的に援助することを目的としており、今後3カ年の協力が予定されている。

(3) 韓 国

(a) 延世大学がん研究所——韓国政府は昭和42年9月20日付公信をもって延世大学医科大学付属セベランス病院がん研究所設立に対する協力を要請してきた。同センターは韓国におけるがん診療総合センターとして活動を行なっているが、X線器械等診断設備が貧弱であるために十分な活動ができず、また韓国における全般的ながん対策もほとんど講じられていない実情にあったので、本プロジェクトに協力することに決定し、昭和43年6月、同国に実施調査団を派遣し、協力量針、機材供与計画等につき打ち合わせた。その後、昭和43年度以来本年度末までに、専門家5名を派遣し、さらに約120,000千円に及ぶ機材（ライナック、腹腔鏡）供与を行ない、着実にその成果をあげつつある。

(b) 寄生虫対策——本プロジェクトは、昭和43年9月、日本国政府と韓国政府との間に調印された合意議事録にもとづき協力が進められており、これまで韓国寄生虫撲滅協会に対し、延べ15名の専門家を派遣するとともに、約1億1,600万円にのぼる機材（広報車、検診車等）供与を行ない、上記協会の活動を支援した。

(c) 産業労働災害対策——46年8月、カソリック医科大学附属カソリック産業医学センターの施設充実のための医療協力実施調査団（団長財団法人労働科学研究所斎藤一所長ほか3名）を約2週間現地に派遣し、調査結果にもとづき、ハーバードタンク、手術台、高圧蒸気滅菌装置等約16,463千円の必要機材を供与し、これら機材の据付に必要な技師4名を派遣した。本プロジェクトの協力期間は3カ年である。

(4) セイロン（スリランカ）

(4) スリランカ
↓

(a) 薬品検査試験所——昭和43年8月セイロンに医療協力実施調査団が派遣され、薬品検査試験所の設立計画に協力することが決定され、昭和44年12月に薬学専門家チーム(3人)が派遣され本件プロジェクトの化学分析部門の具体的な進め方が協議された。その調査結果にもとづき昭和44年度よりこれまでに専門家5名を派遣するとともに約45,500千円にのぼる機材(分析、検査採取関係機材等)供与を行なった。

さらに、46年8月30日より15日間、国立衛生試験所長、川城巖博士を団長とするチーム(4人)が同国に派遣され、化学分析部門、薬理部門、微生物部門の3部門から成る総合的新薬品検査試験所創設のための協議が行なわれた。

(b) セイロン大学医学部——昭和45年11月、セイロン政府より、セイロン大学医学部の電子顕微鏡設置に関する協力要請があり、この要請にもとづき、同年12月、大阪市立大学医学部、田中英雄教授を団長とする医療協力実施調査団が派遣された。その協議結果にもとづき、これまで2名の専門家派遣と、約25,034千円にのぼる機材供与(電子顕微鏡および付属品)が行なわれた。

(c) 総合病院——43年度より3年間実施した総合病院の外科、小児科、栄養部門に対する協力は、協力目的達成後、供与機材、指導技術がセ側において活用されてきたが、その後進歩した医療技術を指導するため、大阪市立大学外科学白羽教授を約3週間同病院に派遣した。

(5) タイ

(a) がんセンター——タイ国立がんセンターに対する協力は昭和41年度より開始され、当初は早期がん発見クリニック設立のための協力を昭和42年より5カ年計画をもって行なうこととし、これに必要な機材の供与、専門家の派遣、研修員の受入れ等を行なってきた。その結果、昭和43年12月に同センターは開所した。

昭和45年5月東京で行なわれた日・タイ年次協議において、タイ側は協力の第2段階として付属病院の建設にともなう外科、放射線、臨床検査、内視鏡、肝臓部門の創設または強化のための医療協力を要請し、日本側はこれに協力することを決め、建物竣工は昭和46年2月を目標とすることで合意をみた。昨46年6月タイ国における年次協議において病院建築の進捗状況と今後3カ年に亘る協力期間の延長について検討した結果、タイ側の要望に応え今後3年間に約2億円相当の必要機材の供与や専門家の派遣等協力を行なうことを決定した。以上のような協力経過のなかで現在(昭和46年度末)までに延べ87人の専門家派遣、27人の研修員受入れ、約2億円にのぼる機材供与を実施し、タイにおける近代がんセンターの一つとしてがんの早期発見ならびに治療面に大きな成果をあげている。

(b) ウイルス研究センター——ウイルス研究センターは、昭和36年11月、日本国政府とタイ国政府との間に調印された協定にもとづき、昭和37年9月、同センター初代理事長大谷博士ほか2名の委員が赴任し、その後昭和42年2月に開所式を開催して以来、これまでに阪大、国立予防衛

生研究所等の協力の下に38名に及ぶ専門家を派遣するとともに10名を越える研修生を受入れ、約907,270千円にのぼる研究資機材を供与し、同国におけるポリオ、狂犬病、インフルエンザ、出血熱等のウイルス性疾患の解明、その対策の確立などを示し、顕著な成果を上げ、タイ国はもとより、他の東南アジア諸国からも高く評価されている医療協力プロジェクトである。

(c) ラマチボディ大学——昭和43年度に同大学に病理および眼科両部門が開設されたことにより、タイ国政府から、同大学学生に対する前記両部門の研究教育面に関して協力要請を受け、これにもとづき事前調査を行ない、実験病理部門は和歌山県立医大、大阪大学医学部、ならびに奈良県立医大、および眼科部門は順天堂大学等の協力を得て、これまでに延べ15名の専門家を派遣し、さらに42,756千円の機材供与を実施した。

(d) マヒドール大学（熱帯医学部）——昭和34年度に、タイ国政府より、熱帯病を媒介する蚊およびダニ等の撲滅のための協力の要請を受け、これまでに、東大等の協力の下に、上記大学に延べ13名の専門家を送り込む一方、45年度までに13,819千円に及ぶ機材供与を行なった。本年度は、双眼顕微鏡、実体顕微鏡24台計2,103千円の供与を行なった。

(e) タイ薬品研究所——タイ国では現在もなお一般民衆の医療の相当部分が、伝統的な薬草による治療を行なっている草医によっているが、他方これらの400～800種の薬物に関する科学的な研究体制は整備しておらず、公衆衛生行政の基礎を固めるうえからも改善が焦眉とされている。

こうした背景のもとでこの協力は1964年タイ国公衆衛生省の要請にもとづいて日本の技術協力として開始され、日本側の主たる協力機関としては国立衛生試験所がその任にあたった。1965年にはこの分野のタイ国研修生2名が来日、1967年からは専門家の派遣および機材供与事業が実施され協力事業は軌道にのった。すでに46年度末現在で派遣専門家数は10名を越え、受入れた研修員も数多く、また50,000千円を上回る機材を供与した結果、緊密な日・タイ協力体制が築かれ、この分野におけるタイ側の研究体制は着実に整備されて技術水準の向上に寄与している。

(6) フィリピン

(a) コレラ対策——本件プロジェクトに対する協力は、昭和39年8月から、コロボ計画にもとづく専門家派遣によって始められたが、昭和39年以降、日・比・WHO共同研究のもとにその撲滅対策が試みられてきており、これまで本プロジェクト推進のため延べ27名の疫学専門家および検査技師等を派遣するかたわら、約60,968千円に及ぶ機材類（医薬品等）を供与し、同国のコレラの予防研究および新しい治療方法の指導等を重点的に進めている。

(b) ポリオ対策——本件プロジェクトに対する協力は、昭和42年度に派遣した実施調査団と比国政府関係者と協議した結果、生ワクチンの供与と専門家派遣をコンバインして進めていくことになり、これまでに生ワクチン投与、ポリオウイルス学的検索等の指導ならびに効果測定のため、延べ9名の専門家を派遣し、さらに約117,082千円にのぼる機材（生ポリオワクチン等）を供

与し、同国のポリオ根絶計画に協力している。

(7) ビルマ・ウイルス研究所

ビルマ国に対する本件医療協力は、昭和41年度にさかのぼる。同年8月、吉江勝保参議院議員を団長とする医療協力調査団一行4名が渡緬し、同国の保健大臣兼教育大臣、外務大臣 Colonel Hla Han (医学博士)と会議した際、ビルマ国側より次の要請を受けた。

- ①ウイルス病の調査ならびにウイルス病のウイルス学的研究
- ②トラコーマ研究
- ③歯科分野に対する協力

この三つのうちで協力を最も強く要請したのは、①であったので、日本政府は、①に対する協力を実施することをきめた。

昭和42年7月、日本政府は、京都大学・ウイルス研究所長、東昇教授を団長とする医療協力の実施調査団一行(4名)を同国に派遣した。同調査団はビルマ国側関係者と意見交換を行なうとともに、同プロジェクトが実施されるビルマ国立医学研究所(Burma Medical Research Institute)を視察した。そして本件プロジェクトに対する日本側の具体的な協力内容(専門家派遣、研修員受入れ、機材供与)につき Record of Discussion(合意議事録)を作成し、これをビルマ国政府と同調査団間で取り交した。これにもとづき、これまでに京都大学ならびに日本大学の協力の下に、延べ14名の専門家が派遣されるとともに9名の研修員が受け入れられ、さらに約70,000千円に及ぶ研究用機材(電顕を含む)の供与を行ない、同国に広く分布している各種のウイルス性疾患の調査研究に大いに寄与するとともに、最近では、本件プロジェクトの応用分野であるトラコーマの(ビルマ国の国民病)研究面にも着手するに至り、この面の成果も着々あげつつある。

以上のようなこれまでの実績に鑑み、ビルマ政府は、さらに、わが国に、上記プロジェクトを中心として、もっと広い医学研究の協力(研究施設の供与を含む)を要望している趣である。

(8) ネパール国立中央病院

ネパール政府の要請により、昭和44年度にX線装置等の供与を行なったことにもない、これまでに、この据付け技師とX線技師を各1名、結核対策推進のための医師2名を派遣した。本年度は、国立中央病院に供与したX線装置が故障し、その修理のために技師1名を3週間派遣した。

(9) ヴィエトナム

(a) チョーライ病院——本件プロジェクトに対する協力は、昭和42年6月10日、「日本政府とヴィエトナム共和国政府との間の医療協力に関する交換公文」にもとづき、これまでチョーライ病院脳外科病棟の建物(不動産供与)ならびに同部門における診療治療および医学研究に必要な

機材・医療品類の供与を実施するとともに、脳外科医・X線技師等の医療関係専門家(延べ17名)を派遣し、多大の成果を上げているわが国の最大規模の医療協力プロジェクトである。

(b) サイゴン病院——サイゴン病院に対する協力は昭和41年度より開始され、同年度以来、外科医・麻酔医各1名を長期にわたり派遣するとともに、46年度より新たにレントゲン技師1名を派遣し、これまで約52,594千円にのぼる機材供与を行ない、同市内における救急外科病院として中心的な役割を果たしている。

(c) 難民対策——ヴェトナム国における難民対策は、同国における社会問題の中でも最も重要視されているものであり、わが国は、米・英・オランダ等先進諸国とともに1971年からその難民対策援助にのりだした。すなわち無償協力予算より204,000千円を投じて難民収容住宅を建造するとともに、技術協力ベースにおいて17,618千円の医療機材を供与した。

(10) ラオス

(a) ルアンプラバン病院——同病院は、主都ルアンプラバン市の唯一の国立総合病院で、同市における中心的な医療機関の役割を果たしているが、同病院には歯科部門がなかったため歯の治療にはヴィエンチャンまで出向かなければならない状態にあった。よってラオス国政府は、昭和42年度より同病院の歯科部門の整備を図ることを計画し、わが国に対しこの協力を要請したことにより、昭和43年10月に歯科医師と歯科機械装置据付技師各1名を派遣したことに始まり、これまでに延べ専門家8名が派遣され、さらに約17,866千円に及ぶ歯科機械を供与し、同国に歯科技師の普及改善に大いに寄与した。

(b) タゴン診療所——本診療所は、ラオス国のタゴン農場の関連施設として、当初、小規模な診療所として発足したが、昭和43年度より同国政府は、同診療所の拡充強化を図ることを計画し、わが国にこの協力を要請したことにより昭和44年3月に内科医1名を現地に派遣したことが発端となり、これまでに延べ医師3名ならびに看護婦5名、放射線技師1名が派遣され、さらに46年3月、本プロジェクトの将来計画策定のため、国立霞ヶ浦病院長、加納保之氏を団長とする調査団が15日間、同国に派遣された。

また、約44,887千円にのぼる資機材、巡回診療車、巡回診療船等および医薬品類を供与し、本診療所の活動を支援する一方、毎週2～3日の割で周辺の難民収容所に対し、巡回診療を行っており、奉仕的な医療協力事業として多大の好評を博している。

(11) イラン

テヘラン大学医学部——1971年1月イラン国側関係者と日本側調査団との間に確認された合意議事録にもとづき、テヘラン大学医学部の異常血色素部門に対し、アミノ酸分析装置を供与、専門家1名を派遣し、また研修員1名を受入れた。核医学部門に対してはシンチレーションスキャ

ナを供与し、研修員1名を受入れた。

(12) エチオピア

帝国中央衛生研究所——同研究所は、エチオピア国における細菌・ウイルス・血清・寄生虫・疫学等の検査ならびに研究機関として中心的な役割を果たしている。同研究所では伝染病の診断、生物学的製剤、ワクチン、血清、抗原などの供給、またこれら分野の実験技術者の養成訓練等を行なうことを主要業務としており寄生虫および衛生動物部門の創設ならびにその活動領域拡大のため、延べ11名（現在 Adviser 1名、内科学1名、医動物学1名）の専門家を派遣するとともに、約26,900千円に及ぶ機材（研究用機材等）供与を行ない、同研究所の拡大強化に協力している。

(13) ガーナ

ガーナ医科大学——昭和46年6月に派遣された、ガーナ医科大学に対する医療協力実施調査団の調査結果にもとづき、同大学のウイルス部門に協力することになり、昭和43年12月より現在までに、福島県立医科大学等の協力を得て、延べ13名の医療関係専門家を派遣し、さらに約81,000千円にのぼる機材（電子顕微鏡等）を供与し、それらを使用し同国にひろく分布する各種のウイルス性疾患の調査研究指導とウイルス研究者の育成に努めている。

(14) ケニア

(a) ナクル病院——同病院に対する協力は、昭和42年度より開始され、昭和43年度、45年度の二度にわたり派遣された実施調査団とケニア側関係者との間で取りかわされた“Gist of Discussion”に従い、これまでに長崎大学等の協力の下に延べ24名の医療関係専門家を派遣し、さらに約69,870千円にのぼる機材（断層撮影装置等）供与を行ない、同病院の一般診療活動を支援するとともに既卒者医師の指導に協力しており、着々とその成果をあげている。

(b) エンプ病院およびケニヤッタ病院——これら両院に対する協力は、昭和42年度より開始され、昭和43年度と45年度の二度にわたり派遣された実施調査団とケニア政府関係者との間で交された“Gist of Discussion”に従い、これまでに国立療養所刀根山病院等の協力の下に延べ17名の医療関係専門家を派遣し、さらに約74,778千円にのぼる機材（ICU関係機材等）の供与を行ない、一般診療活動を支援するとともにICUの創設（ケニヤッタ病院）に協力しており、同地域の総合病院として十分な機能を果たしている。

(15) ナイジェリア

(a) 眠り病対策——同国眠り病研究所に協力するため、前年度より引続き専門家（長期派遣）

1名を派遣した。

(b) イバダン大学——イバダン大学医学部に供与した電子顕微鏡を活用するため、前年度より引続き専門家（長期派遣）1名を派遣した。

(16) タンザニア

ダルエスサラーム大学——昭和43年3月3日付書簡により、在タンザニア日本大使館は、タンザニア政府から同大学に対し、電子顕微鏡の供与方要請を受けた。

本要請に対し、わが国は、昭和46年1月、九州大学小池聖淳教授を団長とする「医療協力実施調査団」を派遣し調査の結果、協力方針を固め、タンザニア側との間に“Record of Discussion”を調印した。

この方針に従い、同年、わが国は電子顕微鏡、およびその関連機材約2,600万円相当を供与し電子顕微鏡専門家1名を派遣し、また、カウンターパートを研修員として受入れるなどタンザニア人専門家の育成に協力中である。

(17) ブラジル

ペルナンブコ大学——ブラジル国レシフェ市ペルナンブコ大学熱帯学研究所に対して中南米特有の寄生虫感染症（住血吸虫症、シャーガス<Chagas>病棟）の臨床的疫学的共同研究を機材供与、専門家派遣、研修員受入れにより実施してきた。本プロジェクトは、昭和42年度派遣された実施調査団（団長：白浜仁吉衆議院議員）の調査結果にもとづき開拓されたものであり、本年度をもって協力第5年目に入る。機材供与は臨床用、病理、細菌、化学、免疫、臨床検査、および野外調査用機材の充実をはかることを目標とし、3カ年計画で購送業務が実施されたが、昭和45年末をもって一応機材供与業務は完了し、所要機材は整備された。専門家派遣は、機材供与に合わせて実施を予定したが、機材の購送および各種業務が、ブラジル国政府内の障害により予想外に遅延したため、若干計画の変更を余儀なくされ、あるいは十分な指導を行ない得なかった。本年度は上記の経緯に鑑み、過去5カ年間の協力に関し総括的技術指導と効果測定ならびに伯国政府に対する機材引渡しのため、慶応義塾大学寄生虫学教室の浅見敬三助教授が8月より2カ月間赴任され、本プロジェクトは一応成功裡に終了した。同教授の派遣期間中に、供与済み機材計約25,000千円相当の引渡しが同大学で両国政府代表者立合いのもとに盛大に行なわれた。なお、同教授の勧告にもとづき検討の結果、今後のフォローアップとして、さらにポリグラフにかかる技術指導が必要なことが判明し、47年度に本分野の専門家1名を派遣する予定である。また専門家派遣実績は延べ人員10名、研修員受入れは計5名である。

(18) パラグアイ

国立ライ療養所——国立ライ療養所には前年度より長期専門家1名（印南成司氏）を派遣し、

同国におけるライの研究、診断、治療面に積極的に協力している。同国におけるライ病の治療活動を進めるにあたっては、僻地と生活環境と文化水準の相違という障害と困難が存在するが、これらを乗り越え、本協力はいまや着実な成果をあげており、内外ともに人道主義的協力として好評を得ている。

(19) ペルー

国立がん研究所——わが国で研修を受け帰国した研修員ならびにペルー医学会関係者を対象に、内視鏡学指導のためペルー国立がん研究所へ医師1名を約3カ月半派遣した。

(20) 中華民国(台湾)

(a)台湾大学病院、(b)省立病院、(c)台北市立病院——これら3病院に対する協力は、昭和44年11月、同国に派遣された医療協力実施調査団の調査報告にもとづき、開始され、上記(a)については、臨床検査部門の整備ならびに鼻咽頭癌の日華共同研究に関する協力、(b)については放射線診断部門の整備、(c)については結核対策、レントゲン診断部門整備を主眼として進めてきており、これまでに延べ10人の専門家を派遣するとともに、約80,000千円にのぼる機材供与を実施した。

第3節 医療協力事業の今後の展望と課題

医療協力事業は、第1節で述べたごとく、昭和41年に本格的に開始されて以来、専門家派遣、機材供与を中心に着実に事業規模を拡大しており、昭和46年度においては、20カ国44プロジェクトに協力しているが、開発途上国によりわが国の協力に対する要望には強いものがあり、現に実施中のプロジェクトの充実、フォローアップに対する協力の要請のみならず、新規プロジェクトに対する協力の要請も年々増大している。また、国内においても対外経済協力審議会の答申において、医療協力はとくに人道主義的な観点から推進すべきであることが強調されており、今後ともかかる観点に立ち、医療協力の重要性に対する認識を新たにし、真に、現地住民の福祉の増進に貢献するよう効果的な協力を進めてゆく必要がある。単なる応急の処理としての医療協力ではなく対外経済協力の一環としての恒久的な協力であらねばならないが、相手国の要請内容ならびに自助努力を尊重しつつ彼我一体となって取りくむ必要がある。以上のような背景に立って、今後わが国の医療協力事業を具体的に拡大発展させてゆき、その効率性を高めてゆくためには、医療協力体制を再検討し、整備改善を図る点が少ない。以下本事業を効果的に実施してゆくため、昭和45年に当事業団会長の諮問機関として発足した「海外医療協力委員会」の答申等をふまえ、今後整備改善を要する重要事項につき述べることとする。

1. プロジェクト事業の大型化および総合化

現在40以上のプロジェクトに協力しているが、過去の経験からみて、医療協力事業を効率的かつ効果的に進めるためには、できるだけ整理統合し、総花的ではなく、大型化する方向に重点をおくことが必要となるので、今後もこの方向に沿ってプロジェクトを実施することとしたい。例えば、韓国の工業化の推進にともなう労働災害対策協力についてはカソリック医科大学産業医学センターに対し46年度から、3カ年の計画をもって工場災害、職業病等労働災害といった各分野に及ぶ広範囲な協力（研究、教育、治療分野）を実施することとし、研究、教育、治療に必要な機材を供与することとした。また、最近開発途上国よりは病院、研究所の建設と専門家の派遣、機材供与およびカウンターパートの受入れとを組合せたかたちの要請が強く、わが国としても従来より建物は無償協力予算で、専門家派遣・機材供与は技術協力予算でそれぞれタイミングを合わせつつ協力を行なってきたが、今後もいっそうこの方式を有機的に推進する必要がある。

さらに、開発途上国の開発を遅らせている要因は複雑に入り組んでおり、単に近代的な産業技術の欠如だけではなく、旧態依然たる社会制度、教育機関の不足、宗教的な拘束、医療機関等の不備等に多くの社会的要因が関与しているので、医療協力事業も、その地域の経済社会開発との関連において推進されることが望ましく、そのため医療協力を含む幾つかの開発事業を総合的に推進して、一地域の総合開発に協力する方法を展開してゆくほうが、より大きな効果が期待できるので、開発途上国の地域総合開発に役立ち得る総合的なプロジェクト協力を進めていく必要がある。

2. 現地調査活動の強化、拡大

医療協力事業の効率化を図るための留意事項として、調査の重要性が指摘されており、また過去の事業実施の経験に照しても、医療プロジェクトを成功させるための鍵としてこの調査に万全を期する必要性が痛感される。

これまでの現地調査は、協力を実施することがきまったプロジェクトに対し、この事前調査および相手国関係者との実施細目打合せ等のため調査団が編成され派遣されていたケースが多かったが、今後は本事業の効率性をいっそう高めるため、調査活動を次の3種に位置づけして実施することが必要である。

(1) 基礎調査（基本問題に関する調査）

わが国の医療協力の基本方針を策定するための調査であり、相手国が申し出たニーズの実態を把握し、そのプロジェクトが現地住民の社会福祉の向上に貢献するかどうかを判断し、さらにその協力が可能であるか否かについて検討する。同調査団は、現地において可能な限り、資料情報

の収集に努め、その解析にあたる必要がある。

(2) 実施調査(特定プロジェクトに関する調査)

上記基礎調査団の報告等にもとづいて、特定プロジェクトを選定して協力を行なうことになるが、この協力内容(専門家の任務、派遣時期、人数、在勤中の便宜供与、機材供与の規模、時期、受渡し方法、研修員〔カウンターパート〕受入れ要領等)につき具体的に相手国政府関係者と打合せを行なうことを主眼とした調査団で、討議事項はこれを Record of Discussion として取りまとめ、これを両者で取り交すことを原則とする。

(3) 計画打合せ調査(プロジェクト・エヴァリュエーションを主眼とした調査)

協力実施中のプロジェクトの評価はきわめて重要であり、評価成績にもとづいて、当該プロジェクトの継続または、計画修正の可否が決定される。本調査団は関連プロジェクトを実施している近隣諸国を歴訪し、わが方の他のプロジェクトとの比較評価を行なうなどし、真に現地事情にマッチした協力が行なわれているか否かを判断し、今後の改善点等を勧告する。

3. 国内協力体制の強化、拡大

開発途上諸国に対する医療協力事業は、これまで、主に国内の主要大学の自発的な協力のもとに推進されてきたが、今後ますます増大する相手国の要請に対処するためには、早急に国内の協力体制の整備を図る必要がある。このためには、長期的展望にたつて、現行の専門家の待遇ならびに身分保障制度の改善を図るとともに、医療協力について広く国民的関心を高める措置を講じ、国民各層よる幅広い理解と協力を得られるよう努めるかたわら、若い学生の時代から、本事業に参加することに、十分な学問的興味と情熱を示す医師等を計画的に養成し、このような人材の協力を得て専門家派遣ならびに研修員(カウンターパート)受入事業を円滑に進められる体制の確立を図る必要がある。

(1) 開発途上国の医療問題に精通した専門家の養成

① 専門家養成機関の整備・拡充

今後ますます増大する相手国の要請に対処するためには、積極的にこの業務に適した人材を養成する必要がある。したがって、広く官民を問わず今後この種の事業に従事する意欲を持った人を対象として、短期または長期の研修を実施できる機関の整備・拡充が急務である。

研修内容としては、語学(国際語、現地語)、対外開発協力の理念(心構え)、指導方法、相手国の事情等広範囲にわたって行なうべきである。

② 専門家の待遇の改善

専門家に対する待遇は、滞在費、諸手当等について近年漸次改善されつつあるものの、まだ十分ではなく、その在勤俸の額、子弟教育費、有給休暇、危険手当等についてはとくに改善の余地がある。

(4) 身分保障制度の確立

終身雇用制度をとっているわが国においては、一定年限対外開発協力に従事して帰国した場合の就職あるいは地位が専門家にとって最大の問題である。幸いにして、国家公務員については、海外派遣制度が46年1月より法律によって確立され、他方、地方公務員、民間企業等に所属する専門家にとっては、46年度より予算化された所属先補てん制度の適用によって、派遣中の待遇は大いに改善されたが、今後改善すべき点が多々ある。

今後この対外開発協力業務をライフワークとしたいと志す若い層の人を養成して、専門家の質の向上、それにとりなり事業の効率向上をはかるためにも、退職金制度の適用等を考慮する必要がある。

第7章 農業協力事業

第1節 農業協力事業の概要

1. 農業協力の背景

開発途上国に対する技術協力は、ひとり農業分野に限られるものではないが、これら諸国において農業が社会的および経済的にみて大きい地位を占めており、その国の経済発展は農業を無視してはありえない。

したがって、農業をどの程度重要視するかはその国の実情によるにしても、開発途上国とくに東南アジアにおいては、国民の大部分が農民であり、その生活向上が民政安定への最大の施策であるばかりでなく、農業が国の財政を支える大きい生産部門を担当している現状からして、いずれの国においても農業開発は、優先的な政策として取り上げられているため、先進国の協力の重要対象となることは論をまたない。

昭和41年4月第1回東南アジア経済開発関係閣僚会議が東京で開催され、わが国が東南アジアの経済開発に対し積極的に乗り出そうとする姿勢を打ち出したのを契機として、まず東南アジアに対する農業開発プロジェクト協力が実施された。

このような開発途上国の背景とわが国の積極的な態度とが相まって、近年においては東南アジアのみならず、中近東、中南米、アフリカ等の各国からわが国に対して、これら農業開発に関する協力要請がますます増大しつつある。

そもそも農業開発は、為政者の“かけ声”だけでは決してうまく進展しないものである。すなわち農業開発を効果的に実施するには、相当長期かつ大量な資本の投下と、農民自らの技術を向上させることが絶対の要件となる。

省みるに、今までの開発途上国に対する農業開発協力は、いわゆる農民不在の政策であったのではないかと思われる面がある。すなわち、先進国あるいは国際機関などによる極めて景気のよい、かつ勇ましい計画にもとづいて推進されてはきたが、開発の中心となるべき農民意志、農民

の所得向上などは、当該国に一方的にまかされ先進国は傍観的な態度に終始する場合が多いようである。このような実態を我々は素直に直視し、真剣に相手国政府の農民の立場に立って、それぞれの意志を尊重して農業開発に取り組み、開発途上国それぞれの経済発展段階と経済構造に見合った真の農業開発プロジェクトを実施しうよう改めて考える必要がある。

2. 農業協力の現状

わが国が従来、行なってきた農業協力は、①個別専門家の派遣、②農業技術の実験展示、③農業技術の訓練、などを主目的とした農業技術の個別協力、あるいは、農業技術センターの設定などのいわゆる“点”の協力であった。

しかしながら、前述したような現状認識、あるいは、近年における各国からの協力要請は、国民経済の発展に資する経済社会開発計画の一環となるべきプロジェクトに対する協力が圧倒的に多くなりつつある。また同時に、農業技術の発展に最も重要であり、かつ基本的な農業教育、農業研究および農業技術訓練などの協力も増大しつつある現状である。

このように、従来から行なってきた、いわゆる“点”の協力から“面”をより重視した協力を行なうよう配慮し、その具体的展開を進めてきた。

その詳細について述べれば次のとおりである。

(1) モデル開発プロジェクト

この事業のねらいは、将来、開発されるであろう地域のうち、最もモデルとなるべき中小規模の適地に対し、

- ①かんがい排水、農道の新設、改修、圃場の整備などの土地基盤整備
- ②適品種の選定、施肥、耕種基準の確立あるいは農業機械導入などの営農技術水準の改善
- ③農民の組織化、普及技術の確立などを含む制度の改善
- ④地域内適当規模のパイロットファームを設置して直接農民の営農技術水準の向上、相手国技術指導者に対する訓練の実施

など一貫した、かつ総合的な技術協力を行なうことを目的としている。

このようなプロジェクト協力を実施するに当たっては、以上の基本的な考え方を前提として、当該プロジェクトの調査および実施計画を行なうと同時に、この協力に必要な日本人専門家の派遣、所要の資機材の供与を行なうとともに、相手国技術者に対し、日本における研修を実施することとしている。

(2) 村落開発プロジェクト

上記(1)の協力は稲作を中心としたモデル開発プロジェクトで、その対象面積はおおむね 200ha

を限度とした極めて小規模なものであった。しかし、近年における協力要請は、むしろ既存の農村を一括して開発対象とした、いわゆる村落開発プロジェクトに関するものが多くなりつつある現状に鑑み、村落開発プロジェクト協力を開始した。

本事業のねらいは、既農村を一括して取り上げ、稲作のみならず農民の生産向上、安定を促す多目的作物の導入、あるいは農村工業の振興などの多角的アプローチを行ないながら、農民組織活動、生活改善および農村環境整備などの協力を合わせた、いわゆる村落総合開発を行なう相当大規模な協力である。

このような協力を実施するため、当該プロジェクトの調査、計画および実施設計を行なうと同時に、この協力に必要な日本人専門家の派遣、所要の資機材の供与を行なうとともに、相手国技術者に対し、日本における研修を実施することとしている。

(3) 農業教育協力および農業研究協力プロジェクト

農業教育、農業技術研究はいずれも直接的に農業開発を実施する際、極めて重要かつ基本的な分野である。各国ともこのような分野の開発に最大の努力を払っているとはいえ、未だ十分ではなく、今後待つ多くの課題を含んでいる。

また、これら諸国の技術研究水準についても、前述の教育普及同様、今後大いに向上しなければならぬ分野であり、今後、各国とも試験研究に対する協力要請は増大する傾向にある。これらの要請に応じて、農業関係教育機関、あるいは農業関係試験場に対し、必要な日本人専門家を派遣するとともに、所要の資機材の供与を行なって協力している。

(4) 訓練センタープロジェクト

試験研究技術者よりさらに不足しているのは、試験研究によって得られた技術を、農民に普及する普及技術者の数であり、普及技術の向上である。とくに、栽培技術、農業機械化技術などの普及技術者を養成することは、まさに焦眉の急といわれている。

したがって、この種の普及技術者を現地において養成訓練するため、所要の地に訓練センターを設置して、必要な日本人専門家を派遣するとともに、所要の資機材の供与を行なって実際の協力を実施している。

3. 農業協力の今後の方向

国際秩序は、大きな転換期にさしかかり、かつての東西対立の時代からいまや多極化へ向って展開を示しつつある。この秋に当り、わが国が国際経済社会の重要な一員としての責任と役割を果たすために東南アジアを始めとする開発途上国に対するわが国の技術協力は、今後ますます重要となる。とくに農業協力は、開発途上国の開発戦略上重要な部門を支援するものとして、その

要請は今後ますます増大するものと思われる。最近、行なわれた第6回東南アジア開発閣僚会議等一連の国際会議においても、相手国の国民経済発展に直接つながる経済開発計画の一環となるべき農業プロジェクト協力の重要性が大きくクローズアップされ、かつ認識された。

すなわち、かんがい排水などの土地基盤整備、営農技術の改善、普及および農民組織、流通など、社会経済基盤の改善を含む、いわゆる広地域開発方式による大規模かつ総合的な協力が要求されている。これらの事情が背景となり、最近、開発途上国からの農業協力に対する要請は従来とは大きく異なり次のような傾向を示してきている。

- (1)経済開発戦略の一環となる農村地域開発方式により、資金と技術の結びつけ等総合化しつつある。
- (2)稲作を中心とする自給作物から今後、需要の増大する果樹、園芸、畜産等多岐にわたる開発意欲を示しつつあり、協力内容は多様化している。
- (3)基盤整備事業の進展にともない、パイロットの協力実施面積は拡大している。
- (4)東南アジアから中近東、中南米、アフリカ等対象国が拡大している。
- (5)単なる増産から労働生産性、土地生産性の向上を志向している。
- (6)農民の所得向上を目標とし、価格政策、流通、加工等、分野の改善が含まれている。
- (7)対象地域は州単位に大規模化されつつある。
- (8)試験研究から営農技術の確立、農民組織育成、技術普及とパッケージされたものとなってきている。
- (9)農業開発の基礎部門である教育、研究分野を重要視しつつある。
- (10)協力期間は長期化しつつある。

しかるに現在、実施している農業協力事業は、質量ともに上記の要請に答えるものとはなっていないことは、すでに各方面において問題化され、各界の権威者により真剣に討議され厳しく指摘されているとおりである。この時期にあたりわが国が自覚し、農業協力事業に対する発想の転換を図り、自らの果たすべき新しい時代的使命感と責任感にもとづき主体的実践を強めうる方策と実施体制を早急に確立することが緊急かつ絶対の条件となる。

4. 実施上の問題点

いままで述べてきたような農業協力の現状および今後の方向をふまえて、本事業を効果的に実施するための問題点をあげれば、次のとおりである。

(1) 農業協力を効果的に推進するためには、適正なプロジェクトをいかにして選定するかが最大課題である。

もちろん、適正なプロジェクトとは、相手国政府が最大のプライオリティをおいている開発計画を対象とすることはいうまでもないが、とくに、農業プロジェクトにおいては、その地域農民

のプロジェクトに対する理解と積極的な意欲の有無が成否の鍵となるといえる。

したがって、協力する側においては、十分その辺の実情を見極め、かつまた、わが方においてもそのプロジェクトを十分に理解し、相手側と同様の意欲を以て着手しなければ効果ある協力とはならないであろう。

(2) 農業協力はあくまで農民大衆のためのものであって、彼らの所得および生活水準の向上を目標にすべきである。

しかしながら、これらの諸国はわが国と全く違った社会機構、政治機構のもとにあるという認識からすれば、往々にして、農民大衆の名のもとに行なわれている農業協力が農民の利益する割合よりは、むしろ農民大衆とはいえない一部の人のにより多くの割合の利益がある場合がある。

したがって、今後の農業協力を適正に実施するに当っては、そのプロジェクトの意義をいま一度、社会経済的な視野でその内容を吟味する必要がある。従来は、最初からあまりにも純技術的観点にたつて物を見ようとする傾向が強かったのではないだろうか。とくに予備調査あるいはフィージビリティ調査の段階においては、細かい純技術的な分野よりも、むしろもっと広い範囲の調査を行なうことの必要を痛切に感ずる。

(3) 農業協力和資金協力の関係はきわめて重要なことである。

東南アジア諸国の農業開発を促進するために、農業技術面の協力和ともに、資金面の協力を行なう必要のあることは早くから認識されているところである。農業開発プロジェクトはその性質から多くの場合、短期間に大きな収益を上げることは期待できない。このため農業開発資金は、長期低利の緩和された条件で融資されることが必要である。

こうした観点にたつて、アジアにおける唯一の国際金融機関であるアジア開発銀行内に、農業特別基金を含む特別基金制度が設立されたことは、まことに時宜を得た措置と考えられる。

このほか、わが国においても政府ベースの借款、海外経済協力基金およびKR食糧援助などがあるが、これらが農業開発プロジェクトに使用されている例は、KRを除いて極めて少ない。その主な理由としては、現行の借款条件は収益性の少ない農業プロジェクトにとって負担が過大であるという理由によるものと思われる。農業開発プロジェクトに対する資金需要がますます増大している現在、わが国としては、農業開発プロジェクトに利用するための緩和された条件で融資される資金の増大を、さらに検討する必要がある。

このように技術協力和資金協力を有機的に結びつけることはもちろんであるが、今後の方向としては、アジア開発銀行、世銀の国際的金融機関とわが国の技術協力の結びつけについて十分検討すべきである。

(4) 今後の農業協力は、現在行なっているようなパイロット・ファームの設置・運営を通じてのプロジェクト方式より、さらにいっそうその規模・内容を拡大した広地域開発計画という形で推

進すべきである。

従来の農業協力は、稲作を中心とした量的拡大を目的とした試験、研究、実験展示、技術指導などを主体としたものが多かったが、近年においては農業の近代化、農民の所得向上を図ることを目標とした開発計画に対する協力が圧倒的に多くなりつつあり、これは単に稲作のみならず、畑作、畜産、農林工業などを含み、さらに基盤整備、環境整備までも網羅した総合的な、いわゆる広地域開発方式による農業協力事業を指向すべきである。

(5) 東南アジアを中心とした農業協力は、いまや中近東、中南米、アフリカ等の開発途上国をも対象に実施しなければならない時期にきている。このことは従来の東南アジアにおける経験とは別な社会的経済的な諸問題を把握することとなる。しかも、最近のこれら開発途上諸国の要請に即応した大規模かつ総合的な農業開発計画に協力するためには、その実施戦略を十分検討し、“人と金と物”とを有機的に結びつけた計画調査からプロジェクト実施に至る一貫した新しい協力システムを編み出す必要がある。

(6) 技術協力を成功させるためには、いかにして立派な専門家を確保するかにつきるといってもよい。このようなことからして、専門家の確保とその養成は、極めて重要なことであるといえることができる。

したがって、今後ますます増大する農業協力に対処するためには、短期的には国民的な関心を高め、各層からの協力を求めることにより必要な専門家の発掘にあたりとともに、長期的には、技術協力を本来の職務とするような技術者を、計画的に確保養成するような措置を講ずる必要がある。

具体的な措置としては、

- ① 専門家養成訓練センター（仮称）の設置
- ② 専門家プール制度の改善
- ③ 専門家登録制度の確立
- ④ 専門家身分保障制度の確立
- ⑤ 専門家待遇改善
- ⑥ Junior Expert 制度の確立

などが考えられるが、これらの事項は耳新しいものではなく、従来から論議しつくされたものばかりであり、これら具体的な制度が実施されないところに問題があるといえる。

(7) カウンターパートの研修と熱帯農業の基礎研究の充実もまた重要な一面を有する。

農業協力事業の将来の担い手は、これに従事する相手国政府のカウンターパートであり、これらカウンターパートの研修は、優先的に受け入れる体制を整備しなければならない。

しかし、現在は農林省などの各省の試験研究機関、あるいは民間企業を中心として受け入れている実態であり、今や限度に達しているといっても過言ではない。

また一方、わが国の熱帯農業に関する研究蓄積は極めて不十分であることから、農業協力を効果的に推進するためには、早急に研究の充実と人材の確保を図る必要がある。

このことからして、海外における農業協力実施のための熱帯農業研究および訓練に関する国内の組織を作ることを検討する必要がある。

5. 国別、プロジェクト別事業概要

農業協力事業として現在実施中の国別、プロジェクト別事業概要は以下のとおりである。

(昭和47年3月31日現在)

国名	プロジェクト名	事業概要	派遣専門家		
			氏名	指導科目	関係省庁
インドネシア	西部ジャワ食糧増産協力	西部ジャワ州における米作増産に対する協力 協力期間 ①昭和43年～昭和46年 ②昭和46年～昭和49年	菅生 数馬	プロジェクトリーダー	OTCA
			徳永 寛	稲作栽培	OTCA
			船田 正明	稲作栽培	農林省
			若林 守喜	かんがい	農林省
			赤川 克之	農業機械	OTCA
			篠沢 哲一	土壌肥料	OTCA
			芳賀 三男	農業機械	OTCA
インドネシア	タジム地区農業開発	中部ジャワ州タジム地区かんがい事業のパイロットファーム(220ha)に対する協力 協力期間 昭和46年～49年	伊計 良彦	農業技術(団長)	農林省
			川又 政圀	水管理	農林省
			加藤 文啓	農業技術	農林省
			柴田 寿夫	農業普及	農林省
			金井 太郎	かんがい	農林省
			上月 秀高	調整	OTCA
インドネシア	農業研究協力	ボゴールの中央農業研究所に対する食用作物保護に関する研究協力 協力期間 昭和45年～50年	岩田 吉人	プロジェクトリーダー	OTCA
			西沢 正洋	植物病理	農林省
			長瀬 清澄	軽合金網室施設構造体建築	OTCA
			矢沢 文雄	植物生理	農林省
			里見 紳生	害虫	農林省
			小川 昭治	軽合金網室施設基礎ガラス施行	OTCA
			藤本 征夫	軽合金網室施設建具、網施設	OTCA
フィリピン	稲作開発	ミンドロ島ナウハン地区(1000ha)およびレイテ島サンミゲール地区(1000ha)の米作モデル団地建設に関する協力 協力期間 昭和44年～49年	(レイテ島ア	ランアラン地区)	
			北川作吉郎	プロジェクトリーダー	農林省
			三沢 和人	農業普及	OTCA
			大坪 栄一郎	栽培	OTCA
			山川 博	農業機械	OTCA
			山田 信一	農業土木	OTCA
			(ミンドロ島	ナウハン地区)	
			中川 竜一	プロジェクトリーダー	OTCA
			宮石 晴夫	農業機械	OTCA

第2部第7章 農業協力事業

国名	プロジェクト名	事業概要	派遣専門家		
			氏名	指導科目	関係省庁
			大丸 章人 福島 昭一	栽培 農業士	OTCA 農林省
ヴェトナム	カントー大学 農学部援助	カントー大学農学部設置運営に関する農業教育協力 協力期間 昭和45年～48年	川本 信之 池田 三雄 柏原 孝夫 太田 泰雄	プロジェクトリーダー (畜産学分野の教授) 農学分野の教授 畜産学分野の教授 農学分野の教授	OTCA 文部省 文部省 OTCA
ラオス	タゴン農業開発	ヴィエンチャン平野タゴン開発地(800ha)に対する農業開発協力 協力期間 昭和45年～50年	栗原 松雄 船津 秀雄 芳賀 惣典 森 義久 近藤 壮 木村 陸生 後藤 生光 柳田 裕 鈴木 治夫	プロジェクトリーダー (農業土木) 畜産 栽培 農民組 か ん が い 建設機 農業機 農業技 術調	OTCA OTCA 農林省 OTCA 北海道開発庁 農林省 OTCA OTCA OTCA
マレーシア	農業機械化	ブンボン・リマの農業機械化訓練センターにおける農業普及官および指導的農民に対する訓練協力 協力期間 昭和45年～48年	三枝 浩三 矢追 秀敏	プロジェクトリーダー (農業機械利用) 農業機械技術	農林省 OTCA
タイ	養蚕開発	コラートの中央養蚕研究訓練センターおよびサブセンターに対する養蚕開発協力 協力期間 昭和44年～47年 昭和47年～50年(延長)	大村清之助 青木 清 林 雄次郎 小島 卓之 東 嘉昭 岩田 益 五島 皓	プロジェクトリーダー (養蚕) 蚕糸(病理) 蚕種製造 製糸 蚕種改良 桑栽培 栽桑	OTCA OTCA OTCA 農林省 農林省 農林省
スリランカ	デワフワ村落開発	デワフワ地区の村落開発に対する協力 協力期間 昭和45年～昭和50年	佐藤 孝夫 菅野 薫 佐々木 輝 大谷 俊人 堀江 正信 沼田 正道 福島 守一	プロジェクトリーダー (栽培) 農業経済 農業協同組合 水文化 業土木 業機 械調	農林省 農林省 OTCA 農林省 農林省 農林省 OTCA

国名	プロジェクト名	事業概要	派遣専門家		
			氏名	指導科目	関係省庁
インド	農業普及センター	インド4農業普及センター（アラール、ヴィアラ、マンディア、コポリ）に対する改良農業技術の確立および農業普及員の訓練に関する協力 協力期間 第1次センター ①昭和43年～昭和47年 ②昭和47年～昭和50年（延長） 第2次センター ①昭和43年～昭和47年 ②昭和47年～昭和50年（延長予定）	（アラール） 宮坂 忠次 明田 重俊 （マンディア） 菅原哲二郎 藤田 勇 （コポリ） 秋谷 良三 長南 叶 柴田 俊英 木村 幹夫 小池 規市 早坂 和夫 加藤 照雄 石川 利憲 岸田 博充	センター理事長 普及 栽培 土壌肥料 センター理事長 農業機械 土壌肥料 圃場整備 農業普及 圃場整備 栽培 農業普及 栽培	農林省 OTCA 農林省 農林省 OTCA OTCA 農林省 OTCA OTCA 農林省 OTCA OTCA OTCA
		パラルコート地区およびミクストファームに対する農業開発協力 協力期間 昭和45年～昭和50年	太田 季治 嶋田 唯行 水越 洋司 大口美喜男 福地 厚治 菅原 清吉	プロジェクトリーダー（栽培） 栽培 圃場整備 かんがい 調整 農業機械	OTCA OTCA 農林省 OTCA OTCA OTCA
ネパール	農業開発	ジャナクプール県およびナラヤニ県チトワン地区に対する農業開発協力 協力期間 予備期間 昭和46年～昭和48年 本協力期間 昭和48年～昭和53年	島田 輝男	栽培（水管理）	OTCA

第2部第7章 農業協力事業

国名	地区No.	地区名	事業名
インドネシア	1	ム ア ラ	(1) 西部ジャワ食糧増産
	2	ス カ マ ン デ イ	
	3	チ ヘ ヤ	
	4	タ ジ ム	(2) 農業開発
	5	ボ ゴ ー ル	(3) 農業研究協力
	6	プ ン グ ウ ル	(4) ランボン農業開発
	7	テ ギ ネ ネ ン	
フィリピン	8	ミンドロ島, ナウハン	(5) 稲作開発
	9	レイテ島, サンミゲールアラン アラン	
ヴェトナム	10	カ ン ト ー	(6) 大学農学部協力
ラオス	11	タ ゴ ン	(7) 農業開発
マレーシア	12	ブ ン ボ ン リ マ	(8) 農業機械化
タイ	13	コ ラ ー ト	(9) 養蚕開発
スリランカ	14	デ ワ フ ワ	(10) 村落開発
インド	15	ヴ ィ ア ラ	(11) 農業普及センター
	16	コ ボ リ	
	17	マ ン デ イ ア	
	18	ア ラ ー	(12) 農業研究協力
	19	ハイデラバード	
	20	プ サ	
21	ダンダカラニア	(13) 農業開発	
ネパール	22	ジャナクプール	(14) ネパール農業開発
	23	チ ト ワ ン	
	24	ハルディナス	
バングラデシュ	25	テ ジ ガ オ ン	(15) 農業開発

農業協力プロジェクト実施状況図

(1972年3月31日現在)

